

# 庄原市議会基本条例

平成 23 年 3 月 30 日条例第 15 号

改正 平成 25 年 3 月 13 日条例第 19 号

## 目次

### 前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 市民と議会の関係（第 5 条）

第 3 章 市長等執行機関と議会及び議員の関係（第 6 条—第 9 条）

第 4 章 討論の拡大（第 10 条）

第 5 章 委員会の活動（第 11 条）

第 6 章 政務活動費（第 12 条）

第 7 章 議会及び議会事務局の体制整備（第 13 条—第 16 条）

第 8 章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第 17 条—第 19 条）

第 9 章 最高規範性と見直し手続（第 20 条—第 22 条）

### 附則

## 前文

庄原市議会（以下「議会」という。）は、議事機関として、庄原市長（以下「市長」という。）とともに、二つの代表機関のそれぞれが異なる特性を活かして庄原市民（以下「市民」という。）の意思を代弁する責務を負っており、市民に対して二元代表制の実効性を高めるため、市議会の責務を常に自覚して最良の意思決定を行うことにより、市民福祉の向上はもとより、常に地方自治の本旨の実現を使命として活動するものである。

さらに、地方分権の進展に伴う地方公共団体の自己決定権と自己責任の拡大等に対応し、地方公共団体の意思決定、執行機関に対する監視等において、地方議会の果たす役割はますます大きくなっている。

また、地域住民を代表する地方議会人として、更なる自己改革と議会の活性化のため、信頼され期待される議会の構築に努めていく必要がある。同時に、議会の公正性・透明性を確保することにより、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会を目指して、活動を行うあるべき姿をここに定めるものである。

### 『解説』

平成17年3月31日、1市6町が合併し、全国的にも極めて広大な市域となりました。そうしたなか多くの市民から、議会との距離を感じ、身近でなくなったとの声を聞く機会も増えてきました。

さらに、平成12年4月、地方分権一括法の施行による地方分権の進展に伴う自治体の自己決定権と自己責任の拡大等に対応し、地方公共団体の意思決定、執行機関に対するチェック等において、地方議会の果たす役割が一層増してきました。

このようなことから、市民を代表する議会人として、更なる自己改革と議会の活性化のため、信頼される議会の構築に向けて、議会改革の取組みを行ってきました。

これらの議会改革を風化させないためにも明文化する必要があります。このことは、議員の認識の強化にも役立ち、主権者である市民にもわかりやすいものになります。

このようなことから、議会の公正性・透明性を確保することによる市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会を目指すため議会運営の基本的事項を明文化したものです。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、議会の情報公開と市民参加を原則とし、議会及び議員に係る基本的事項を定め、議会の活性化を図り、市民の負託にこたえられる議会を実現し、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

### 『解説』

この条例は、市民福祉の向上と市政の発展を目的に、情報公開と市民参加を原則とした議会運営の基本事項を定めたものです。

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等執行機関の市政運営状況を監視し、評価すること。
- (2) 市民の多様な意見をもとに政策立案及び政策提案の強化に努めること。
- (3) 情報公開に取り組むとともに、議決又は議会運営についての意思決定若しくは政策決定をしたときは、市民に対して説明責任を果たすこと。
- (4) 議会内での申し合わせ事項は、不斷に見直しを行うこと。
- (5) 市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。

### 『解説』

議会には、条例を制定し、地方公共団体の行政運営の基本事項を議決し、市政運営のチェックを行う責務があります。その際には、市民の多様な意見や関心事を集約したものを議会での議論に反映させる必要があります。その活動の基本的な考え方、方針を定めています。

- 1 議会は、市民の代表機関であることを自覚し、執行機関が行う市政運営をチェックし、評価することを定めています。
- 2 議会は、市民の多様な意見を把握して、政策立案に取り組むことを定めています。
- 3 議会の情報公開と議会での審議過程から議決結果までを市民に対してわかりやすく説明する責任があることを定めています。
- 4 市民にわかりやすい議会運営のために、申し合わせ事項を継続的に見直すことを定めています。
- 5 市民の傍聴意欲を高めるような議会運営に努めることを定めています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んずること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動すること。
- (3) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

『解説』

- 1 多様な市民の意思を反映し、政策水準を高めるために、議員間における自由な討議を推進していくことを定めています。
- 2 議員が、市政全般の課題と市民の意見等を把握し、自ら資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うことを定めています。
- 3 議員は、議会を構成する一員として市民全体の福祉の向上のために活動することを定めています。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
- 3 会派は、政策立案及び政策提言等に関し、必要に応じて調整を行い、合意形成に努めるものとする。

『解説』

これまで庄原市議会では、同一理念を持つ2人以上の議員が集まり、政策集団としての会派制を平成19年8月から導入してきました。

しかし、現行の法令上、その定義を明文化したものはありません。そのため、会派の位置づけやその機能を明確にするため定めています。

なお、会派の結成手続きなどは申し合わせ(内規)により定めています。

## 第2章 市民と議会の関係

### (市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とする。
- 3 市民が議会の活動に参加できるような懇談会、議会報告会等を開催するよう努めるものとする。
- 4 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 5 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聞く機会を設けることができる。
- 6 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

#### 『解説』

- 1 議会の果たすべき事項として、提出された資料等の情報を閲覧などをとおし、市民に発信していくことと説明責任について定めています。
- 2 これまで本会議だけでなく委員長等の許可により各常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、議員全員協議会は原則公開との運用を行っておりますが、会議の開催日や会議資料の提供など「成長する議会」となるよう努めることとしています。
- 3 市民が議会の活動に参加できるように、懇談会や議会報告会などを開催し、議員自らが積極的に地域に出向き市政に対する情報を提供することとともに市民の意見を交換する場を設けることを定めています。
- 4 法律の制度を活用し、市民の専門的識見等を議会に反映させることを定めています。
- 5 請願・陳情を市民の政策提案と位置づけ、提案者の意見を聴取する機会を設けることを定めています。
- 6 市民との意見交換の場を多様に設け、政策提案の拡大を図ることを定めています。

### 第3章 市長等執行機関と議会及び議員の関係 (緊張感の保持)

第6条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及び補助職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

- (1) 議会の一般質問は、市民にわかりやすく、広く市政上の論点を明確にするため、一問一答の方式で行う。
- (2) 本会議及び委員会において、市長等は議員の質問及び質疑について、論点を明確にするため議員に対し問うことができる。

#### 『解説』

自治体は二元代表制により市長と議会が、ともに市民を代表し、相互の牽制と均衡により、お互いの専行を抑制する体制をとっていますが、これは両者の対立を意味するものではありません。その目的は市民福祉の向上のため相互に緊張を持ち続け、それぞれの責務を果たすことにあります。

- 1 議員が市民の代表として市政に対して提言等ができる一般質問を一問一答方式とすることで、論点をわかりやすくすることを定めています。  
なお、庄原市議会では平成21年6月定例会から一問一答方式を導入しています。
- 2 現在の議会では、議員から市長等へ質問や議案の不明確な部分を尋ねる質疑について定めたものはありますが、市長等から議員へ質問等をする規定はありません。しかし実際の議会の討論の中では、議員の質問の趣旨等が不明確な場合も考えられます。質問の趣旨が不明確なまま若しくは質問の意図がわからないまま答えをすることはできませんので、論点を明確にするため、市長等が議員の質問趣旨や意図を確認するための質問ができると定めています。

(市長による政策等の形成過程の説明)

第7条 議会は、市長が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、その政策等の水準を高めるため及び市民への公開のため、市長に対して、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置及び将来にわたるコスト

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

#### 『解説』

1 市長が重要な政策等を提言する場合、6つの項目について説明を求めるなどを定めています。これは、政策水準の向上と、議会での審議における、公正性・透明性の確保及び論点の明確化を図るために、議会から各項目についての説明を求ることで、提出される政策等の信頼性が高まると考えられます。

ここで規定している政策等とは、中・長期的にわたるまちづくりの基本方針や市民生活に及ぼすことが予想される計画及び施策事業です。

なお、議会側から政策提言を行う場合も、この条項を準用した説明が求められます。

2 提案された政策等は、議会で十分議論することはもちろんですが、その政策等が着実に執行されているかどうかを議会として検証し、決算審査において、その政策評価を行うことを定めています。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第8条 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求めるものとする。

#### 『解説』

市長が、予算案や決算を議会に提出するに当たり、前条同様に、市民の代表である議員が審議を深めやすいよう、分かりやすい説明資料の作成に努めるよう市長に求めることを定めています。

(議決事件)

第9条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決事件については、その拡大に向け、議会の監視機能上の必要性と市長の政策執行上の必要性を比較考慮し、別に定めるものとする。

『解説』

地方自治法で定められた議決事件以外の事件について、「地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例」で、法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画の策定、変更又は廃止に関することを定めています。

第4章 討論の拡大

(討論による合意形成)

第10条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の討論を中心とした運営に努めるものとする。

- 2 議会は、本会議及び委員会において、議案等を審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な議論、討論を尽くして合意形成に努めるとともに、その結果について市民に対して説明責任を十分に果たすものとする。
- 3 議員は、議員相互間の討議を拡大するため、政策、条例、意見書等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。

『解説』

- 1 議会は、討論の場であることの確認、議員間の討議を中心に運営に努めることを定めています。
- 2 議会は、本会議・委員会において議案審議等の結論を出す場合、議員間で十分に討論、議論を尽くして合意形成に努めること、市民に対し結果の説明責任を果たすことを定めています。
- 3 議員は、自らも積極的に政策、条例、意見書等の議案を提出する努力を行うことを定めています。

## 第5章 委員会の活動

### (委員会の適切な運営)

第11条 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

- 2 委員会は、委員自らの提案及び市民の意見等をもとに所管事務調査を積極的に行い、政策提言を行うものとする。
- 3 委員会は、必要に応じて公聴会制度及び参考人制度を活用し、多様な意見を踏まえながら審査の充実に努めるものとする。

#### 『解説』

- 1 委員会においても、公平性・透明性を心がけることはもちろんですが、市民にわかりやすい審査に努めることを定めています。
- 2 委員会では、市長から提案された議案等を審査するだけでなく、委員自らの提案や第5条で規定している市民との意見交換の場で議論となった市民からの提案や関心事について、地方自治法第109条第4項に規定されている所管事務調査を積極的に行います。最終的に委員会として意見集約ができたときは、本会議で委員長報告を行い、必要に応じて政策提案(提言)として発信していくことを定めています。
- 3 委員会の適正な運営にあたり、多様な意見聴取の手法として、必要に応じて地方自治法第109条第6項に規定されている参考人制度や同法同条第5項に規定されている公聴会制度を十分に活用していくことについて定めています。  
また、これまで請願や陳情の審査は、請願については紹介した議員が説明していましたが、陳情については提出された陳情の文面だけを審査していました。今後は請願・陳情とも本規定により可能な限り提出者本人を参考人として審査の場に呼んで、直接意見を聴取することも考えています。

## 第6章 政務活動費

(政務活動費)

第12条 議員又は会派は、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究を行うものとする。

2 政務活動費の交付に関しては、別に条例で定める。

### 『解説』

庄原市議会では、平成25年4月1日から議員の調査研究に資するための必要経費の一部として、会派又は議員に対して一人当たり月額3万円の金銭的給付を行う条例を定めています。

1 審議能力の強化のため、政務活動費を活用して積極的に調査活動を行うことを定めています。

2 議員の政務活動費は、別の条例で定めています。

※ 政務調査費という名称で定めている団体もあります。

## 第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第13条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

### 『解説』

議員の資質及び政策立案能力向上のため、議員研修を充実強化することを定めています。

(議会事務局の体制整備)

第14条 議会は、議員の政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

### 『解説』

議会、議員の政策立案機能を高めるため、事務局の体制整備と強化について定めています。

(議会図書室)

第15条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

### 『解説』

議会図書室の充実を図り、有効活用を図ることを定めています。

(議会広報の充実)

第16条 議会は、市政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に市民に対して公表するとともに、市民からの意見、要望等を取り上げ、その内容及び対応について定期的に市民に周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、より多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

#### 『解説』

- 1 議会は、市政の重要な情報を市民に周知することを定めています。
- 2 情報技術の発達を踏まえた広報の充実について定めています。

## 第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、市民全体の代表者として倫理性を常に自覚し、その品位と名誉を損なうことのないよう行動しなければならない。

2 議員の政治倫理に関することは、別に条例で定める。

#### 『解説』

- 1 議員は、市民全体の代表者として、疑惑を招くことのないよう活動を行っていくことを定めています。
- 2 議員の政治倫理は、別の条例で定めています。

(議員定数)

第18条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用するものとする。

#### 『解説』

- 1 議員定数は、「庄原市議会議員定数条例」で20人と定めています。
- 2 議員定数の改正は、行財政改革の側面だけではなく、市政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討し、また参考人制度や公聴会制度を活用して、広く市民の意見を聴取することを定めています。

(議員報酬)

第 19 条 議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、行財政改革の視点及び他市との比較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用するものとする。

『解説』

- 1 議員報酬は、「庄原市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例」で、議長410,000円、副議長355,000円、常任委員会の委員長335,000円、副委員長330,000円、議員325,000円と定めています。
- 2 報酬の改正は、行財政改革の側面だけではなく、市政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討し、また参考人制度や公聴会制度を活用して、広く市民の意見を聴取することを定めています。

第 8 章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第 20 条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会に関係する条例、議会規則等を制定してはならない。

『解説』

この条例を庄原市議会における最も基本的な取り決めと位置づけ、議会に関する条例などを制定する場合などは、この条例の趣旨を尊重することを定めています。

(議会及び議員の責務)

第 21 条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

『解説』

条例の理念、原則に基づき、議会が市民を代表する合議制機関としての責任を果たすことを定めています。

(見直し手続)

第 22 条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

『解説』

この条例の目的が達成されているかどうか検証し、その結果を受け、条例改正等必要な措置を講じることを定めています。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 13 日条例第 19 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。